

土木建築部における随意契約の実績（令和元年度2／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	土木総務課	R1沖縄建設産業グローバル化支援業務委託	令和元年7月23日	5,445,000	R1沖縄建設産業グローバル化支援業務委託株式会社中央建設コンサルタント・特定非営利活動法人グリーンアース共同企業体 ①株式会社中央建設コンサルタント ②特定非営利活動法人グリーンアース	①沖縄県浦添市宮城五丁目12番11号 ②沖縄県西原町字千原1琉球大学地域創生総合研究棟4F	第167条の2 第1項第2号	本業務は県内建設関連企業の海外展開における現状、展開にむけた課題等に関する知見を有することが要求される。 そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社からの応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は事業の継続性に優れていることから、契約の相手方として選定した。	簡易型プロポーザル方式(総合評価型)
2	北部土木事務所	北部管内技術審査等支援業務委託(R1-1)	令和元年7月8日	1,276,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 契約相手である沖縄県建設技術センターは、民間業者との利害関係がなく、公平・公正な技術審査ができる唯一の機関であり、他に変わるものはいないことから随意契約を締結した。	特命随意契約
3	北部土木事務所	国道331号災害復旧調査測量設計業務委託(R1)	令和元年8月30日	10,010,000	(株)沖縄土木設計コンサルタント	沖縄県浦添市牧港2-54-2	第167条の2 第1項第5号	国道331号において、令和元年8月2日の集中豪雨により法面が崩壊した(災害)。当該道路は生活や産業基盤に欠かせない道路であり、被災箇所周辺に迂回路となる道路もないため、本業務により早急に被災原因の究明、災害復旧対策工法の検討を行う必要がある。そのため関連する業務実績がある3者から見積書を徴収し、価格の有利な左記業者を契約相手方とした。	
4	北部土木事務所	北部管内橋梁定期点検支援業務委託(R1)	令和元年9月12日	3,597,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、(一財)沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理システム」へ橋梁定期点検データを登録し、データベースの構築、維持管理、データ更新を行うことを目的として実施するものである。 「OCTC公共施設情報管理システム」は、道路や河川等各公共施設毎に構築されていたデータベースシステムを統合し、効率的・効果的に活用できるよう構築されたものであり、同システムに橋梁定期点検等のデータを登録することにより、これまで以上に公共施設管理者として適正かつ効率的な業務を実施できる。 同システムに関する著作権・使用权は、(一財)沖縄県建設技術センターが有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	北部土木 事務所	国道331号道 路台帳作成業 務委託(R1)	令和元年 9月30日	3,993,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、道路台帳の電子化及び道路台帳調書を作成するものである。また、その電子化したデータを(一財)沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理システム」へ登録し、そのデータベースを構築し、今後の維持管理等に活用することを目的としている。</p> <p>「OCTC公共施設情報管理システム」は、道路や河川等各公共施設毎に構築されていたデータベースシステムを統合し、効率的・効果的に利活用できるよう構築されたものであり、同システムに道路台帳のデータを登録することにより、これまで以上に公共施設管理者として適正かつ効率的な業務を実施できる。</p> <p>同システムに関する著作権・使用権は、(一財)沖縄県建設技術センターが有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約
6	北部土木 事務所	国道331号嘉 陽地区応急対 策工事(R1)	令和元年 8月21日	4,840,000	オパス(株)	沖縄県浦添市前田3- 3-2	第167条の2 第1項第5号	<p>本工事は、大雨による土砂災害(法面崩壊)により全面通行止めとなった国道331号を片側交互通行を行うまでの応急対応である。</p> <p>今後の大雨によりさらなる土砂災害(法面崩壊等)の恐れがあること、また、全面通行止めにより利用者への影響があることを鑑み、早急に対応する必要があることから、自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、2者から見積書を徴収し、価格の低い左記業者と契約をした。</p>	
7	北部土木 事務所	島尻海岸応急 工事(R1-2)	令和元年 9月9日	14,960,000	(株)伊葉開発	沖縄県伊平屋村字島尻1 982-24	第167条の2 第1項第5号	<p>本工事は、台風により被災した島尻海岸の被害拡大を防止するため応急対応である。</p> <p>指名競争入札を実施したが不落であったこと、また、台風時期であるため再度の入札に時間を要することで被災範囲が拡大する恐れがあることから、自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、2者から見積書を徴収し、価格の低い左記業者と契約をした。</p>	
8	北部土木 事務所	平良海岸災害 復旧工事(平成 30年災11号)	令和元年 9月26日	19,624,000	(有)大建興業	沖縄県東村字宮城30 3-2	第167条の2 第1項第8号	<p>本工事は、平良海岸における災害復旧を行う工事である(平成30年台風24号災害)。当該工事について、一般競争入札を実施したが、入札者がなく不調となった。災害復旧工事であり、再度の入札手続きを行う時間的余裕がないため、左記の業者を契約の相手方として選定した。</p>	

土木建築部における随意契約の実績（令和元年度2／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)工 事調整会議業 務委託(R1)	令和元年 7月1日	1,210,000	大日本コンサルタン (株)沖縄営業所	沖縄県那覇市久茂地1- 2-3	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県道20号線(泡瀬工区)における 工事請負者、設計者、工事発注者で構成する 工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整 合性確認及び設計思想の伝達を行い、各種情 報の共有を図ることを目的とする。 地方自治法施行令台167条の2第1項第2号及 び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工 事の詳細設計を実施した左記業者と業務契約 を締結した。	特命随意 契約
10	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)橋 梁コンクリート 耐久性検討業 務委託(R1)	令和元年 8月5日	11,539,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	県道20号線(泡瀬工区)橋梁では、長大橋 の耐久性向上を目的として、上部エセグメント においても外割フライアッシュコンクリート(以 下「FAC」)50N/mm ² を用いることとしている。 中部圏域では高強度の外割FACの実績がなく、 配合試験を実施して最適配合を決定する必 要がある。 また、コンクリートPC箱桁で発生するひび割れ 対策としてのCCFC(Carbon Fiber Composite Cable)導入の適正な配置検討及び下部工のコ ンクリート品質確保のための表層確認をおこな うものである。 上記業務は、県のコンクリート品質確保に向 けた取り組みであり、その方法検討や評価を 公正・中立に遂行可能な機関は(一財)沖縄県 建設技術センターのみである。よって地方自治 法施行令第167条の2第1項第2号に基づき契 約の相手方とした。	特命随意 契約
11	中部土木 事務所	県道146号線 災害防除調査 設計業務委託 (R1)	令和元年 9月12日	2,530,000	株式会社 日興建設コ ンサルタント	浦添市伊祖3-44-3	第167条の2 第1項第2号	「県道146号線災害防除工事(H31-1)」にお いてアンカー施工に伴う適正試験の結果、設計 アンカー力に達しない段階で引き抜けたことか ら、工事を全面中止した。そのため、早期に本 業務を発注し、法面対策工法の見直しを含め た検討を行う必要がある。 今回の事象も含めて本業務箇所の地質のば らつきが大きく、設計に反映するためには、現 状の状況等に特に精通した者へ委託させる必 要があり、平成29年度にも本路線のアンカー 修正設計業務を行っている左記業者を地方自 治法施行令第167条の2第1項第2号に基づ き契約の相手方とした。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	中部土木事務所	浦添西原線(港川道路)牧港補給基地第4ゲート設計業務委託	令和元年9月12日	2,750,000	株式会社 アジア技研	浦添市前田608-1	第167条の2第1項第5号	<p>現在施工中の浦添西原線(港川道路)改築事業における米軍施設(第4ゲート)整備工事において、掘削作業中に古墓等が出土した。出土物は、古墓等の所有者を確認するため1年間官報等にて公告に付し、現場に残置しておく必要がある。また、出土物は、文化財的価値もあることから、文化財調査を実施する必要がある。</p> <p>当該残置期間中は、出土物発見箇所の施工ができず、ゲートを運用する機能が保てないことから、米軍側への引渡しが出来ない状況となり、引渡しまでの期間は、完了済みの施工箇所の維持管理を県側で行う必要が生じ、県側に不利益となるため、早急に暫定的な進出入路を計画し、施工する必要がある。</p> <p>左記業者は、第4ゲート整備における実施設計業務を行っており、米軍調整等の経験を十分に有し、現場状況も十分に把握していることから、早急な計画立案が可能であると判断し、契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
13	中部土木事務所	中部管内橋梁定期点検支援業務委託(R1)	令和元年9月30日	1,298,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、一般財団法人沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理システム」へ橋梁定期点検データを登録し、データベースの構築、維持管理、データ更新を行うものである。</p> <p>OCTC公共施設情報管理システムは、県内の道路や河川等各公共施設の統合台帳であり、同システムを利用することで、本庁や各土木事務所と台帳を共有することができ、効率よく業務を行うことができるものである。</p> <p>同システムの著作権・使用権は(一財)沖縄県建設技術センターが有しており、業務を円滑かつ、適正に実施できる唯一の期間であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
14	中部土木事務所	宜野湾北中城線工事調整会議業務委託(R1-2)	令和元年10月28日	3,080,000	株式会社 日興建設コンサルタント	沖縄県浦添市伊祖3-44-3	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、宜野湾北中城線道路改良工事における設計者、施工者及び発注者で構成する工事調整会議を開催し、設計思想を設計者から施工者に正確に伝達するとともに、三者間における各種情報の共有を図ることを目的とする。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工事の詳細設計を実施した株式会社日興建設コンサルタントと業務契約を締結した。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	南部土木 事務所	南大東村道路 管理業務委託 (R1)	43647	4,730,000	南大東村	沖縄県南大東村字南14 4-1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、南大東村管内における県道の清掃及び除草・剪定を行い道路を維持管理するものである。南大東村内の県道は、実延長L=12,221mである。県道沿いはほとんどが耕作地であり路肩等の雑草は、直接耕作地へ悪影響を与える状況であることから、常に管理をする必要がある。南大東島は過疎地域であり、公共事業においても建設労務を他市町村より導入するほど極端な労務不足である。そのような状況においても、南大東村は村道その他管理施設について特定の人員を確保しその人員で管理を行っている。南大東島は交通の便が悪く、管理上のトラブルに対し同じ行政側として適切な判断、指導、対応等を速やかに行うことができることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。	特命随意 契約
16	南部土木 事務所	北大東村道路 管理業務委託 (R1)	43649	2,981,000	北大東村	沖縄県北大東村字中野2 18	第167条の2 第1項第2号	本業務は、北大東村管内における県道の清掃及び除草・剪定を行い道路を維持管理するものである。北大東村内の県道は、実延長L=2,219mである。県道沿いはほとんどが耕作地であり路肩等の雑草は、直接耕作地へ悪影響を与える状況であることから、常に管理をする必要がある。北大東島は過疎地域であり、公共事業においても建設労務を他市町村より導入するほど極端な労務不足である。そのような状況においても、北大東村は村道その他管理施設について特定の人員を確保しその人員で管理を行っている。北大東島は交通の便が悪く、管理上のトラブルに対し同じ行政側として適切な判断、指導、対応等を速やかに行うことができることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。	特命随意 契約
17	南部土木 事務所	南城市海岸海 浜浄化業務委 託(R1)	43725	2,321,000	南城市	沖縄県南城市佐敷字新 里1870番地	第167条の2 第1項第2号	本業務は、南城市の海岸海浜浄化業務である。 良好な海岸の維持については、限られた予算で清掃時期や範囲、清掃方法など海岸毎に柔軟な対応が求められている。 このため、地域のニーズに直接対応できる市町村に海岸海浜浄化業務を委託することが合理的であることから、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	南部土木 事務所	沖縄都市モノ レール修繕事 業総合的技術 支援業務委託 (R1-2)	43734	8,910,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約
19	南部土木 事務所	R1南部東道路 技術審査支援 業務委託(その 2)	43738	3,520,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	宮古土木事務所	伊良部大橋第15期橋脚洗掘対策工事(R1-1)	2019/07/03	21,197,000	先嶋建設(株)	沖縄県那覇市松山1丁目35番2号	第167条の2第1項第8号	先におこなった一般競争入札(事後審査型)で不落となったこと、本工事場所はずく養殖場が接近しており、宮古島漁業協同組合との事前協議によって9月末までの工事完成を求められており、再度公告入札に付す時間的な余裕がないことから応札があった先嶋建設(株)を相手方とした。	特命随意契約
21	宮古土木事務所	宮古管内維持管理業務委託	2019/08/06	78,100,000	宮古インフラメンテ共同企業体	沖縄県宮古島市平良字西里1298-2	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、総合得点がこちらの求める水準をクリアしていたため、契約の相手方として選定した。	
22	宮古土木事務所	保良西里線外道路維持管理業務委託(R1)	2019/07/09	9,020,000	公益社団法人 宮古島市シルバー人材センター	沖縄県宮古島市平良字下里416-4	第167条の2第1項第3号	本業務は、快適な道路環境を確保するための除草等を行うもので、高齢者の雇用安定及び促進等に資するものである。宮古島市シルバー人材センターは、高齢者の「生きがい」対象事業として平成4年に設置され、それ以降、県及び宮古島市の公共施設の清掃、除草作業を受託し、豊富な実績があり、除草等については体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能である。高齢者の社会とのつながりの確保、高齢者の雇用の安定及び促進、市民サービスの向上が図れるため、同センターを契約の相手方とした。	特命随意契約
23	下地島空港管理事務所	下地島空港港湾衛生調査業務委託(R1-2)	令和元年8月13日	4,523,200	沖縄サニタリー株式会社	沖縄県那覇市西二丁目13番15号	第167条の2第1項第2号	感染症媒介動物の取扱・調査に関する知見を有し、公益社団法人ペストコントロール協会よりペストコントロール1級技術者や機材設備等の条件を備えた優良事業所として県内で唯一認定されている者であることから選定した。	
24	技術・建設業課	建設行政情報システム機器更改業務委託	43658	20,488,204	富士通株式会社 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号 ニッセイ那覇センタービル14階	第167条の2第1項第2号	本システムは、富士通(株)のパッケージソフトを活用したシステムであるため、その更改にあたっては富士通(株)と契約となる。 なお、平成19年度のパッケージソフト開発業者選定にあたっては運用コストを含めたプロポーザル方式を採用した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	港湾課	(本部港)官民 連携国際旅客 船受入促進協 定等に係る支 援業務	令和元年 7月8日	8,000,000	西村あさひ法律事務所	東京都千代田区大手町1 丁目1番2号	第167条の2 第1項第2号	当該業務の契約の相手方は、これまでに本 部港における官民連携国際旅客船拠点形成 港湾の指定に関連して、本部港クルーズ拠点 形成協定書の締結及び今回の委託業務内容 に含まれる覚書案の作成に携わっている。 また、国土交通省港湾局の「官民連携による 国策ルーズ拠点形成」の制度設立時から国の 当該事業に関わっており、当該制度により指定 を受けた指定港の全てにおいて、法律支援業 務を行っている実績がある。 今後、連携船社と岸壁使用等に係る長期的 な権利関係について、不利益のない調整等 を行う必要があるため、制度、法規、および類似 事例等当該委託事業について最も精通してい るものとして当該者と随意契約を行った。	
26	港湾課	中城湾港西原・ 与那原地区除 草業務	令和元年 8月1日	1,978,460	公益社団法人南城市シ ルバー人材センター	南城市玉城字富里167 番地	第167条の2 第1項第3号	公益社団法人南城市シルバー人材センターは 利益を追求しない公益社団法人であり、高年 齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定 するシルバー人材センターであり、他シルバー 人材センターよりも安価で対応可能だったた め、南城市の人材センターを選定した。	
27	空港課	R1空港台帳更 新業務委託	43686	4,598,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、これまで紙媒体のみで管理してい た空港台帳の更新作業を行うとともに、「公共 施設情報管理システム」へ移行・登録をする業 務である。 県内公共施設の統合台帳である当該システ ムは公益財団法人沖縄県建設技術センターが 著作権を有しており、本業務を円滑かつ適正 に実施できる唯一の機関であるため契約の相 手方とした。	
28	河川課	令和元年度 河川砂防情報 処理システム 保守点検業務 委託	令和元年 8月26日	330,000	富士通ネットワー クソリューションズ(株) 沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号	第167条の2 第1項第2号	当該業務を実施するにあたり、同システムのシ ステムダウン時の復旧などは、システム導入者 である富士通ネットワークソリューションズ(株) でなければできないことから、同社と特命随意 契約を行った。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	河川課	令和元年度 河川砂防テレ メータシステム 保守点検業務 委託	令和元年 7月25日	6,325,000	日本無線株式会社 沖縄 営業所	沖縄県那覇市壺川三丁 目2番地4(拓南ビル3階)	第167条の2 第1項第2号	当該業務を実施にあたり、同システムのシステムダウン時の復旧などは、システム導入者である日本無線(株)でなければならないことから、同社と特命随意契約を行った。	特命随意 契約
30	都市計画・ モノレール 課	令和元年度風 景づくりに係る シンポジウム運 営等委託業	令和元年 7月25日	2,484,000	(株)アカネクリエーション	沖縄県那覇市銘苅1丁目 19番29号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募(応募後1社辞退)があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はシンポジウムの内容及び広報に係る項目に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
31	都市計画・ モノレール 課	令和元年度第 4回パーソント リップ調査予備 検討業務	令和元年 8月27日	11,858,000	一財)計量計画研究所 (株)中央建設コンサル タント共同企業体 ①一般財団法人 計量計 画研究所 ②株式会社 中央建設コ ンサルタント	①東京都新宿区市谷本 村町2番9号 ②沖縄県浦添市宮城5丁 目12番11号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はシンポジウムの内容及び広報に係る項目に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
32	都市公園 課	沖縄県平和祈 念公園バス乗 降場上屋新築 工事 (R元-1)監理 業務	令和元年 7月30日	2,686,900	一級建築士事務所 ティンアーキテクツ	沖縄県浦添市城間 1-17-11-1F	第167条の 2 第1項第2号	設計業務はコンペ方式によりデザイン、アイデア、実現性等を含めた総合的な観点から優れた提案を行った業者を選定した。監理業務はコンセプト・デザイン等の設計意図を反映させる必要がある。設計者以外の者が施工段階で全て伝達することはできないといえる。コンペ方式により選定された提案を一つの作品として完成させるためには、設計者自身が監理業務を行う必要があるため。	特命随意 契約
33	都市公園 課	県営公園施設 管理システム 業務委託(R1)	令和元年 9月30日	3,388,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7- 13	第167条の 2 第1項第2号	令和元年度は、従来の公園管理システムを、建設技術センターが管理・運用している「OCTC公共施設情報管理システム」へ移行し、業務効率化や県民からの問い合わせに迅速な対応ができるようにすることを目的としている。よって、OCTCの管理者である同センターのみが、唯一対応できる者であるため。	特命随意 契約
34	海岸防災 課	令和元年度港 川海岸保全区 域指定変更図 書作成業務委 託	令和元年 9月10日	352,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1丁目7番13 号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「OCTC公共情報管理システム」を必要とするため、同システムの著作権・所有権を有する沖縄県建設技術センターとの随意契約を行ったもの	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和元年度2／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	建築指導課	令和元年度大規模盛土造成地マップ作成業務業務委託	令和元年8月23日	7,975,000	パシフィックコンサルタンツ株式会社 沖縄支社	沖縄県那覇市前島3丁目1番15号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は事業実施方法に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
36	建築指導課	令和元年度開発許可登録簿の電子化業務委託	令和元年8月6日	2,849,000	公益財団法人沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	公益財団法人沖縄県建設技術センターでは、道路、河川など個別システムで管理する公共土木施設台帳を建設技術センターが構築した「OCTC公共施設情報管理システム」に統合し、一元管理することで、県民の安全・安心を確保するとともに、県・市町村の経済的かつ効果的な維持管理業務を支援している。当該業務においても平成28年度より「OCTC公共施設情報管理システム」を活用し、電子化資料の登録・情報共有などを図ってきた。行政サービスの向上や業務の効率化のためには、今後も既存システムへの継続的な情報の蓄積・共有及び更新が必要として選定した。	特命随意契約
37	施設建築課	浦添職業能力開発校実習棟耐震補強等工事設計業務	R1.8.23	4,502,300	(特非)沖縄県建築設計サポートセンター	沖縄県浦添市安波茶1-32-13 大平インタービル2階	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	浦添職業能力開発校実習棟については、平成29年度に耐震診断が実施され、耐震性が不足し危険との判定を受けた。本業務は、同施設の耐震改修工事の設計及び一部照明のLED化、シャッター設置等の実施設計業務委託である。耐震改修工事の設計は、耐震診断における調査及び判定内容に基づいて行うため、設計業務を実施するには、設計者は耐震診断・調査により得た同施設の詳細な耐震性能及び施設劣化状況を十分に熟知している必要がある。また、耐震診断を実施した建築士事務所以外に補強設計業務を委託する場合は、当該要因に係る追加業務費用を計上する必要がある。(建築設計業務等積算基準)以上のことから、本業務については、平成29年度に同施設の耐震診断を実施した左記建築士事務所に当該設計業務を委託することが適切であり、競争入札には適さない。よって、左記建築士事務所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行った。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	施設建築課	県営牧港団地 建替工事基本 設計業務	R19.9.17	62,271,000	(株)国吉設計・(株) エー・アール・ジー・(株) 設備研究所 設計共同体 ①(株)国吉設計 ②(株)エー・アール・ジー ③(株)設備研究所	①沖縄県那覇市首里崎 山町4-206 ②沖縄県浦添市大平2丁 目19番11号 ③沖縄県那覇市若狭1丁 目3番2号	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	本業務については、一定の条件を満たす者を 公募により選定し、当該業務に係る技術提案 書の提出を求め、技術提案書のヒアリングを行 い、その内容が業務の履行に最も適した者を 受注者とするプロポーザル方式の試行業務で ある。 よって、左記手続により業務の履行に最も適 した左記業者を地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号に基づく随意契約の相手方と した。	特命随意 契約
39	施設建築課	県営港川市街 地住宅外壁等 改修工事監理 業務(1期工 事)	R17.7.30	2,919,400	(有)宮森設計	沖縄県北谷町字上勢頭5 50-9-1階	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	当工事に係る施設調査及び設計業務につい ては、左記業者により平成28年2月3日に完了 している。今回の改修工事は、目視で確認で きる範囲で設計を行っており、実際に足場等 を組み状況を確認しながら工事を進めるため 、変更設計等迅速な対応が必要となる。また 、今回の工事は施設を利用しながらの工事 であるため、設計段階では予期しえぬ事態 が発生した場合は、適切な対応が求められる こととなる。左記業者は、設計業務の実施 を通じ、施設や施設利用者の状況把握等に 精通していることから、工事の確実かつ円 滑な進行が図れるものと思慮される。よ って、左記業者を地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号に基づく随意契約の相 手方とした。	特命随意 契約
40	施設建築課	県営新川団地 解体工事監理 業務(第2期 ・その2)	R17.7.29	1,441,000	(有)長谷部建築研究所・ (株)央設計・(株)マキヤ 設備設計 設計共同体 ①(有)長谷部建築研究所 ②(株)央設計 ③(株)マキヤ設備設計	①沖縄県沖縄市比屋根2 -11-5 ②沖縄県石垣市字登野 城623-11 ③沖縄県那覇市若狭2丁 目1-7	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	本体工事と当解体工事は、同一敷地内 であり、一体的に監理する必要があるため 、本来であれば本体工事の監理業者との 契約変更で解体の監理を追加するところ であるが、予算の制限上、本体工事の3 年債務予算に解体工事の単年度予算を 追加することが不可であるため、解体工 事は別途契約を行う必要がある。左記 業者は、解体工事の設計を行っており、 また、現在建設中の本体工事の監理業 務も行っているため、現場の状況等を 熟知している。以上のことから、左記 業者を地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に基づく随意契約の相手 方とした。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	施設建築課	具志川職業能力開発校本館建替工事(解体、駐車場)監理業務	R1.9.3	1,868,000	(株)具志堅建築設計事務所	沖縄県那覇市楚辺2-31-9	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	具志川職業能力開発校は、平成30年度に新管理棟が完成し、今年度は旧管理棟を解体し、外構整備工事および車いす利用者用駐車場を新築予定である。昨年度完成した、新管理棟の設計・監理業務と、今回の旧管理棟解体及び屋根付きの車いす利用者用駐車場設計業務については、左記設計者により実施された。解体建物は詳細図面が存在せず、目視範囲内でのコンクリート量策定等の設計を行ったため、実際の建物解体作業において設計変更が生じる可能性があり、工事を確実かつ円滑に進行させるためには、工事監理者は、施設を十分把握している必要がある。また、今回の委託業務には、車いす利用者駐車場の計画通知手続きも含まれており、受託者は計画内容に関して熟知している必要がある。以上のことから、左記設計者に当監理委託業務を委託することが適切であり、競争入札に適さない。よって、左記設計者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行った。	特命随意契約
42	施設建築課	国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場外壁改修工事設計業務	R1.9.9	1,430,000	並里義明建築研究所	沖縄県沖縄市南桃原2-21-3	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	本設計業務は、6月12日指名競争入札、7月22日一般競争入札の、計2度にわたり入札に付したにもかかわらず、落札者がいなかった。今後、同業務を行うために、再々度入札に付することは、入札の手続きや工事期間、および業務の円滑な執行を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約を行った。	特命随意契約
43	施設建築課	沖縄戦跡国定公園喜屋武岬園地休憩所改築工事設計業務	R1.9.13	2,419,300	studio jag 1級建築士事務所	沖縄県浦添市宮城3-7-5-101	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、ティーダフラッグス2018において対象となった事業の設計業務であり、応募要項の「1.(8)カ 金賞の設計者又は所属事務所は、県と設計業務の委託契約を行い、審査で提供されたコンセプト等を活かしながら、施設管理者等の意見を踏まえ、より魅力的な施設整備に向けて設計業務を実施することとします。」と掲げられている為、金賞の受賞者が所属する設計事務所と契約を行うものである。以上を踏まえて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、左記のものと随意契約を行った。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
44	施設建築課	沖縄県駐留軍従業員健康福祉センター解体撤去工事設計業務	R1.9.18	3,608,000	契約の相手方(有)大住設計	沖縄県宜野湾市野嵩3—20—9	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	本業務委託については、7月16日に一般競争入札方式による公告をしたが、応札者がなく不調であった。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約とした。なお、随意契約の相手方は、入札で応札した3者から見積書を徴収後、一番低い左記業者と契約した。	
45	施設建築課	県営三重城市街地住宅外壁等改修工事監理業務(第3期)	R1.9.25	2,640,000	(有)仲本設計	沖縄県那覇市字国場1161番地3	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当工事に係る設計業務は、左記業者により平成28年11月30日に完了している。今回の工事監理の対象となる改修工事は、目視で確認できる範囲で設計を行っており、実際に足場等を組み、状況を確認しながら、工事を進めるため、変更設計等迅速な対応が必要となる。また、施設を利用しながらの工事であるため、住民調整等、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合は、適切な対応が求められることとなるため、施設や周辺の状況、管理者の要望等を十分に把握している必要がある。左記業者は、設計業務を通じ、施設や施設利用者の状況把握等に精通していることから、工事の確実かつ円滑な進行が図れると思慮される。よって、左記業者を地方自治法施行令第167条第1項第2号に基づく随意契約の相手方とした。	特命随意契約
46	施設建築課	中央児童相談所事務所増築工事監理業務	当初 H31.7.19 改定 H 31.10.11	当初 702,300 改定 1,053,200	(株)協和設計事務所	沖縄県那覇市古島1—25—4—201	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	対象工事に係る基本設計業務については、左記相手方により完了しており、今回はこれに基づく実施設計である。本業務については、基本設計のコンセプトに基づき設計を行う必要があり、その業務の一貫性が重要であることから、基本設計を行った際の業務内容、資料精査、及び関係機関との調整等の実績を鑑みた場合、本業務を基本設計業務の受託者である左記相手方に委託することは、業務の円滑な執行を考慮した場合、適切だと思われる。このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、随意契約を行った。なお、沖縄県財務規則第139条但し書きにより、相見積もりを省略するものとする。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
47	施設建築課	県立那覇A特別支援学校(仮称)新築工事(杭工事)監理業務	当初 H31.8.6 改定 H31.9.25	当初 924,000 改定 1,262,800	(株)泉設計・(有)名工企画設計 設計共同体 ①(株)泉設計 ②(有)名工企画設計	①沖縄県那覇市楚辺3-3-11 ②沖縄県那覇市泉崎1丁目12番12号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第1号	本監理業務の対象となる工事の基本設計業務については、平成27年度に、技術提案書の提出を求め技術的に業務の履行に元雄も適した者を受注者とする簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)にて入札し、左記設計者により平成30年1月31日に完了した。実施設計業務にあたっては基本設計で作成したスロープコア採用をはじめとする構造計画方針など高度な技術的内容を実際に図面化する上で、これまでの既存5校や学校関係者による検討委員会、景観評価委員会等との調整・協議を踏まえた検討事項などの細部まで熟知している必要がある。基本設計で構想された設計意図や基本設計に至るまでの調整過程や積算過程等に係る事項並びに左記設計者が考案したスロープコアの構造計画等の調整過程に係る事項は多岐にわたり基本設計実施者固有のものであるため、実施設計業務は左記の者が実施した。以上により、本監理業務は、プロポーザル方式による技術提案者であり、基本設計及び実施設計の内容を熟知し、設計の調整過程や積算過程並びにスロープコア構造計画等の調整過程に係る事項を熟知している左記の者を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づく随意契約の相手方とした。	特命随意契約
48	施設建築課	中央児童相談所事務所増築工事	R1.7.4	12,265,000	(有)内盛産業	沖縄県沖縄市知花四丁目14番21号	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第8号	中央児童相談所事務所増築工事の契約にあたり一般競争入札を実施したところ、二社の応札があったが、二回の入札はいずれも予定価格を超過し、三回目は二社とも辞退したため、入札の取りやめとなった。今回の一般競争入札においては、参加資格対象事業者の範囲を大きく拡げており、これ以上の要件緩和はできない。また当工事は前年度からの繰越予算であり、再度入札する時間的余裕もあまり無い。以上のことから、入札参加した二社のうち最も安価な入札参加者と随意契約を行った。	特命随意契約
49	施設建築課	県営新川団地解体工事(第2期・その2)	R1.7.24	59,400,000	契約の相手方 (株)砂盛工業	沖縄県石垣市新栄町71-3	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第8号	本工事は令和元年6月4日に一般競争入札を行ったが、3社応札があったものの予定価格超過により落札にはいたらなかった。 本解体工事の場所に市営団地を建てる計画があり、本年12月までに解体を完了する必要があることから緊急に契約しなければならぬことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8条に基づき、応札のあった3者より見積書を徴収し、一番低い左記業者と契約した。	

土木建築部における随意契約の実績（令和元年度2／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
50	施設建築課	県営赤嶺市街地住宅昇降機改修工事	R17.7.19	42,240,000	(株)沖縄日立	沖縄県那覇市安謝230番地	地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号	本工事は、県営赤嶺市街地住宅に設置されている既設エレベーターについて、建築基準法施行令の一部改正による耐震構造強化・戸開走行保護装置・P波感知式地震時管制運転装置の追加及びメーカー部品供給停止に伴い、改修工事を行うものである。当該エレベーターは、エレベーター製造メーカーの(株)日立製作所の県内代理店であり施工業者である(株)沖縄日立により設置されている。エレベーターは各社独自の技術により製造されており、製造メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修が出来ない。また、工事後の安全性の担保・保証及び責任区分の明確化の面からも、設置した施工業者に工事を行わせる必要がある。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、(株)沖縄日立と随意契約を行った。	特命随意契約
51	住宅課	県営住宅建物明渡等請求訴訟業務委託	令和元年9月12日	1,080,000	当山法律事務所	沖縄県那覇市松尾2丁目16-52	第167条の2第1項第2号	当該訴訟において、本業務は委任弁護士が沖縄県全域の管轄裁判所に出廷しなければならないため、即座に対応できる組織体制、資料要求等への迅速な対応や、同様な訴訟業務の実績・経験年数等が必要となる。これらの条件を満たす契約相手方として、当該法律事務所が最適であるため、契約を締結したものである。	特命随意契約
52	住宅課	沖縄県営住宅電算システム改修業務	令和元年7月8日	18,040,000	富士通株式会社 沖縄支店 支店長 三輪和明	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番地12 ニッセイ那覇センタービル	第167条の2第1項第2号	県営住宅電算システムの開発を富士通(株)が行っており、同システムの改修にあたっては、著作権等の排他的権利を有する同社に委託することが適当であるため。	特命随意契約
53	住宅課	災害時における応急仮設住宅建設等に係る検討業務	令和元年9月11日	10,085,900	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地2丁目22番10号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	

土木建築部における随意契約の実績（令和元年度2／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
54	住宅課	令和元年度住宅関連情報提供事業、技術者育成事業及び空家等対策推進事業委託業務	令和元年7月30日	8,914,400	一般社団法人沖縄県建築士事務所協会・公益社団法人沖縄県建築士会協同企業体 ①一般社団法人沖縄県建築士事務所協会 ②公益社団法人沖縄県建築士会協同企業体	①沖縄県浦添市西原1丁目4番26号 ②沖縄県浦添市西原1丁目4番26号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
55	用地課	駐留軍用地使用裁決申請等事件(普天間飛行場その2)に係る土地の不動産鑑定業務	令和元年8月28日	2,639,520	バード鑑定共同体	沖縄県那覇市古波蔵2丁目4番19号メゾン古蔵201号	第167条の2第1項第8号	再度の入札に付し落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、入札参加者のうち最低額を入札した者に見積書の提出を依頼し、左記業者と契約した。	
56	下水道事務所	1、2系3号送風機修繕(宜野湾)	令和元年7月12日	16,200,000	(株)荏原製作所 沖縄営業所	沖縄県那覇市曙2-25-2	第167条の2第1項第2号	当該送風機は、180m ³ /min×47kPa×190kWの特注品であり、高速で回転する機器であるため、各部品の交換・等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカーの沖縄地区担当である(株)荏原製作所 沖縄営業所を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約の相手方として選定した。	特命随意契約
57	下水道事務所	ブローア電気棟配電監視ユニット修繕(西原)	令和元年6月24日	2,322,000	メタウォーター株式会社 営業本部 沖縄営業所	沖縄県那覇市銘苅2-4-51	第167条の2第1項第2号	当該機器配電監視ユニットは機器製造メーカーの独自の技術を使用した特殊な精密機器であり、漏電等を検知するためのリレー動作の数値を調整する等各種数値設定に当たり、機器及び既設の状況を熟知していることが必要であるため、修繕作業を履行できる者は機器製造メーカー技術者に限られる。また、作業には停電を伴うため、速やかに現場対応が可能なる者を選定する必要がある。したがって、当該設備製造メーカーの施工業者である富士電機(株)の水環境担当分野の沖縄エリア担当事業所であるメタウォーター株式会社 沖縄営業所を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約の相手方として選定した。	特命随意契約
58	下水道事務所	奥武山ポンプ場自動除塵機修繕	令和元年8月20日	10,962,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	第167条の2第1項第2号	当該除塵機は、精密な整備が要求される回転機械である。特殊な構造の当該機器の分解・組立・取付、そして各部品の交換・隙間調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカー(株)西原環境の沖縄地区担当として協力関係にある(株)西原環境おきなわを地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約の相手方として選定した。	特命随意契約